

法人向け動画配信システム「MOOGA」利用規約 (2020年5月1日版)

この利用規約(以下「本規約」という)は、株式会社ワンゴジュウゴ(以下「甲」という)が運営する法人向け動画配信システム「MOOGA」利用の基本事項に関するものとする。本規約の申込者(以下「乙」という)は法人向け動画配信システム「MOOGA」の利用を申込むにあたり、本規約に合意するものとする。

第1条(サービス内容)

1. 本規約に基づいて甲は乙に以下各号に定めるサービス(以下「本サービス」という)を提供する。
 - ① 乙が甲の指定するサーバーにアップロードした、乙がインターネット上に配信する権利を保持する動画ファイルを、甲がWebサイト上で配信可能なmp4/HLS形式に変換するサービス
 - ② 前号によって変換した動画ファイルを視聴するためのプレイヤーを乙が指定するWebサイトに貼り付けるためのHTML埋め込みタグを提供するサービス
 - ③ 乙がHTML埋め込みタグを貼り付けたWebサイト上で、甲の指定するサーバーから動画を配信するサービス
 - ④ 乙が登録したユーザーに限定して動画を配信できるサービス
2. 本サービスの利用に際し、甲は乙に対し専用のマスター管理者ID、パスワードを発行する。乙は発行されたマスター管理者IDとパスワードを自身の責任で管理することとする。また、本サービスを利用するにあたり、乙が設定する管理者並びに視聴者の登録情報についても乙自身の責任で管理することとする。
3. 登録できるファイルの容量及び月間配信流量の上限は、本規約第4条に定める各契約プランに規定した容量に準じるものとする。
4. 甲が乙に規定の上限に基づいて提供するシステムの許容量を超えたアクセスが集中し、甲のその他のサービスに影響を及ぼすような場合には、甲は配信を停止できるものとする。
5. 本サービスの利用にあたって必要になるインターネットのアクセスについては、乙が自らの責任と費用で必要な機器やソフトウェア、通信手段等を整えることとし、甲はこれらの設置、準備、操作等について一切関与せず、責任を負わないこととする。

第2条(利用契約の成立)

1. 乙は本サービスの利用にあたり、甲が運営するWebサイト上の申込登録、または書面により、甲、または甲が指定する代理店を通じて申込を行うものとする。申込の際は第4条に定める契約コース、ならびに契約期間を明示するものとする。
2. 本サービスの利用申込にあたっては、本規約への乙の合意を条件とし、甲が乙からの本サービス利用申込を受諾した段階で本規約に基づく本サービスの利用契約が成立したものとする。
3. 本規約を変更する場合、甲は乙に対して、①甲のサイト上に掲載する②あるいは電子メールにより事前に通知するものとする。但し、利用料金、利用条件等の変更の場合、別途効力発生日を定めるものとする。
4. 甲は本サービスの利用申込を受領した場合、本サービスを利用するためのマスター管理者ID及びパスワード、その他必要な事項をすみやかに乙に通知するものとする。
5. 乙が甲からマスター管理者ID、パスワードの通知を受領し、本サービスの利用が可能となった時点を持って本サービスの納品が完了したものとする。

第3条(利用申込の取消)

甲は乙の利用申込に對し、以下の事由のいずれかが認められる場合、その申し込みを拒否することができる。あるいは、一度利用申込を受諾し乙に対するユーザーID・パスワードが発行済みであっても、以下の事由が後日明らかになった場合には、利用申込の受諾を取り消し、乙の本サービスの利用を停止することができるものとする。

- ① 登録内容に虚偽がある場合
- ② 過去に乙が本規約に違反したことが認められる場合
- ③ 過去に乙の本サービスの利用料の滞納が認められる場合
- ④ 乙が甲に対して不利益または損害を与えたことがある場合
- ⑤ その他、利用目的が不当、または不適切と甲が判断した場合

第4条(料金および支払方法)

1. 乙は本サービスの利用申込にあたり、乙が1ヶ月間にWebサイト上で配信できる動画ファイルの保存容量、転送量、アカウント数により4つの契約プランのいずれかを選択して申込を行うものとする。また、各契約プランにかかるわざず、1度にアップロードできるファイル数は最大10ファイル/合計2GBの容量までとする。

コース名	ライト	スタンダード	プレミアム	プラチナ
月額(税別)	15,000円	30,000円	50,000円	100,000円
容量	2GB	20GB	50GB	100GB
月間転送量	300GB	500GB	1TB	1TB
アカウントID	30	100	300	無制限

2. 乙は本サービスを契約している場合のみ、以下オプション追加することができる。

オプション内容	内容
容量追加	10Gあたり月額5,000円(税別)
アカウントIDの追加	100IDあたり月額10,000円(税別)

3. 乙は本サービスの初期設定に係る料金と、選択した契約プランに応じて定められた月額基本料金およびオプション料金を甲に支払うものとする。

初期費用は一律50,000円(税別)とする。また契約プランで定める月間転送量を超えた場合は、転送超過料金を支払うものとする。(1GB=30円)

月額基本料金およびオプション料金は、前項に定める契約内容とのおり定める。

4. 甲は、請求を行う期日を以下に定めるとおりとし、本サービスに掛かる請求書を発行する。また、その支払期日は以下とする。

初期費用: 納品月末時請求書発行、翌月末支払い

月額基本料金: 利用月末請求書発行、翌月末支払い

オプション料金: 利用月末請求書発行、翌月末支払い

転送超過料金: 利用月末請求書発行、翌月末支払い

5. 甲は、第2条5項で定義される納品時期が月中であっても、1ヶ月分の利用料金で請求を行うものとする。

6. 月額基本料金およびオプション料金の支払い義務は、本サービスの利用契約が有効に存続している限り継続するものとする。

7. 乙が第5条にて規定される方法で退会した場合も、利用申込に明示された契約期間中の月額基本料金およびオプション料金の満額が発生するものとする。

第5条(契約期間)

1. 本サービスの利用に関する契約の有効期間は甲が乙の本サービスの利用申込を受諾した月の1日を起算日とした日から最低6ヶ月とし、期間満了の1ヶ月前まで乙に書面による変更または解約の申し入れのない限り、本サービスの利用契約は同一内容で6ヶ月間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。
2. 利用契約の更新がなされない場合、甲は直ちに本サービスの提供を停止し、乙に通知した上でサーバ内にある乙の情報を消去できるものとする。かかる情報消去によって発生する損害については、甲は責任を負わないものとする。

第6条(契約プランの切り替え)

1. 乙は、本サービスの利用契約期間中であっても、当初利用申込を行った契約プランから、他の契約プランへの切り替えをすることができる。
2. 乙は、前項で規定される契約プランおよびオプションの切り替えを行う場合、切り替え後の契約プランの開始日を明記した上で、その旨を書面にて甲に申し入れることとする。
3. 契約プランおよびオプションの切り替えが月中の場合、切替え後の契約プランおよびオプション料金を甲に支払うものとする。
4. 契約プランをダウングレードする場合、乙は1ヶ月前までに甲に対し、書面で通知するものとする。

尚、サービス設定のダウングレードへの適用は、毎月1日(休日・祝日・年始の場合は翌営業日)からとし、契約プランの利用料金の変更は適用月からとする。

第7条(禁止事項)

乙は本サービスの利用にあたり次の行為をしてはならないものとする。

- ① 甲または第三者の著作権を侵害する行為、或いは侵害する恐れのある行為。
- ② 甲または第三者の財産またはプライバシー等を侵害する行為、或いは侵害する恐れのある行為。
- ③ 甲または第三者を誹謗中傷または名誉もしくは信用を毀損する行為、或いはその恐れのある行為。
- ④ わいせつな映像など公序良俗に反する、或いはその恐れのある動画を甲の提供するサーバーにアップロードする行為
- ⑤ 甲または第三者に不利益または損害を与える行為、或いはその恐れのある行為。
- ⑥ 不正アクセス行為の防止等に関する法律に違反する行為、電子計算機損壊等業務妨害罪(刑法第234条の2)に該当する行為をはじめ法令に違反する行為もしくは法令違反に結びつく行為、またはその恐れのある行為。
- ⑦ 甲及び他人のコンピューターに対して不正な操作を行う行為。

- ⑧ 登録情報に虚偽の内容を登録する行為。
- ⑨ 甲が乙に対して発行した専用ユーザーID以外のユーザーIDを用いて本サービスを利用する行為。
- ⑩ 本サービスの一部または全てを甲の書面による承諾なしに第三者に提供する行為。
- ⑪ 営利目的の有無に関わらず、第三者に貸与、譲渡、担保設定をする行為、またはそれに類似する行為。
- ⑫ 意図的にHTML埋め込みタグを改変する行為、およびその他の本サービスにて利用しうる情報を改ざんする行為。
- ⑬ サブリミナル効果を意図した動画ファイルをアップロードする行為。
- ⑭ 甲が定める一定のデータ容量以上の動画ファイルをアップロードする行為および甲の提供するサーバに過度な負荷がかかる行為、またはその恐れのある行為。

第8条(サービスの一時停止または中止)

1. 甲は次の場合には乙に対する本サービスの全部または一部の提供を一時停止または中止することができる。
 - ① 本サービスの提供のために必要な設備の保持又は工事上やむを得ないとき。
 - ② 甲が利用する通信回線、電力などの提供に障害または中断が発生したとき。
 - ③ 天災等の不可抗力によってサービス提供が著しく困難になったとき。
 - ④ その他、甲がサービスの提供の全部または一部を停止することが望ましいと判断した場合
2. 本サービスの提供が24時間以上停止した場合はその状態を「サービス停止状態」とし、甲の責めに帰すべき理由によりサービス停止状態が生じたときは、当該サービス停止状態中の利用料金相当額(利用契約料金を日割計算して算出された額)を、乙が甲に対して支払うべき月額基本料金から減額する。

第9条(情報の削除)

1. 乙は乙による本サービスの利用に関連してなされた一切の行為について責任を負い、乙のWEBサイトを経て発信される情報について自ら管理するものとし、甲はその内容を調査する義務は無いものとする。
2. 前項にかかわらず、乙のWEBサイトを経由して提供される情報その他コンテンツが、以下の各号に定める事項に該当すると判断した場合、甲は自己の裁量的判断で、乙に通知して(緊急の場合にはこの限りではない)それらを削除できるものとし、これにより発生する損害につき甲は責任を負わないものとする。
 - ① 第7条各号に該当する場合
 - ② 甲が保守管理上必要と判断する場合
 - ③ 情報等の量が所定の記録容量を超過する場合
 - ④ その他、甲が必要と認めた場合

第10条(権利の帰属)

乙がアップロードしたコンテンツ(第1条第1項第1号に従い甲が変換したコンテンツを含む)の著作権または著作隣接権等を除く本サービスに関する特許、著作権、ノウハウ及びその他のすべての知的所有権は甲に帰属する。本規約のもとで明示的に許諾される権利を除き本サービスに関する甲のいかなる権利も乙に対して許諾されず、本サービスに関する甲のいかなる権利も乙に対して譲渡されない。

第11条(免責事項)

1. 甲は、事由の如何に関わらず、乙がアップロードした動画ファイルを含む全ての情報の消滅に起因して発生した損害については責任を負わないものとする。
2. 本サービスの利用に関連して、乙が第三者に損害を与えた場合、または乙と第三者の間で紛争が生じた場合、甲は乙および第三者に対して責任を負わないものとする。但し、当該損害または紛争が甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。
3. 甲は、次のいずれかが発生した場合、乙に対して責任を負わないものとする。
 - ① 本サービスの変更、中断、停止、中止もしくは廃止。
 - ② 本サービスにより送信される電子メールの延着、未達、流失、消失、改ざん、文字化け等。
 - ③ 甲指定のサーバーに登録された電子メール、電子メールアドレスその他の各種データの消失、流出、改ざん、文字化け等。
 - ④ 乙のマスター管理者ID、パスワード、また、乙が設定する管理者、視聴者の登録情報が第三者に漏洩し、第三者に利用されたことで乙に発生した損失、損害。
 - ⑤ その他本サービスに関連して乙および第三者に発生した一切の損害。
4. 甲は本サービスに関する第三者からの苦情、問合わせ等に対応する義務を負わないものとする。但し、乙は、本サービスに関する第三者からの苦情、問合わせ等があった場合に、これに対応するため、甲に対して協力を要請できるものとする。

第12条(権利譲渡の禁止)

乙は本サービスを受ける権利を甲の書面による承諾なしに、第三者に貸与し、譲渡し、または担保提供する等の行為をすることができないものとする。

第13条(変更の届け出)

甲および乙はその名称、住所など利用申込時に登録した事項に変更があった場合、速やかにその変更内容を相手方に通知するものとする。

第14条(無催告解除)

1. 甲および乙は、相手方が次のいずれかに該当した場合、本サービスの利用契約の有効期間中といえども催告なく直ちに本サービスの利用契約を解除することができるものとする。
 - ① 本サービス利用の対価の支払いが為されないとき、またはかかる支払いに関する相手方の信用力が著しく低下したとき。
 - ② 監督官庁により営業許可の取消、営業停止等の処分を受けたとき。
 - ③ 振り出した手形もしくは小切手が不渡り処分を受けたとき、または支払停止の状態に至ったとき。
 - ④ 破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、特別清算手続開始の申立て、会社更生開始の申立てその他これらに類する手続開始の申立ての事実が生じたとき。
 - ⑤ 第三者により仮差押え、仮処分、強制執行を受ける等、資産状態が極度に悪化したとき。
 - ⑥ 解散したとき。
2. 甲および乙は、相手方が本規約に違反したとき(乙による本サービス利用の対価の支払いが為されないときを除く)は、相当な期間を定めてかかる違反の是正を催告し、当該期間経過後なおもかかる違反が是正されない場合、本サービスの利用契約を解除することができるものとする。
3. 前2項に定める解除事由が乙の責に帰すべき事由に起因する場合、乙が甲に対して負う一切の債務につき当然に弁済期が到来したものとみなす。

第15条(契約終了後の措置)

1. 乙は、本サービスの利用契約が終了した場合、契約終了までにアップロードしたコンテンツを削除することとする。契約終了後においてもコンテンツが削除されていない場合は甲の判断により削除することとする。
2. 利用契約に基づく乙の債務は、利用契約が終了した場合においてもその債務が完全に履行されるまで消滅しないものとする。

第16条(準拠法)

本規約は、日本国の法令に準拠し、これに従って解釈、適用されるものとする。

第17条(管轄裁判所)

甲と乙の間で本規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。